

建築基準法施行細則の改正について

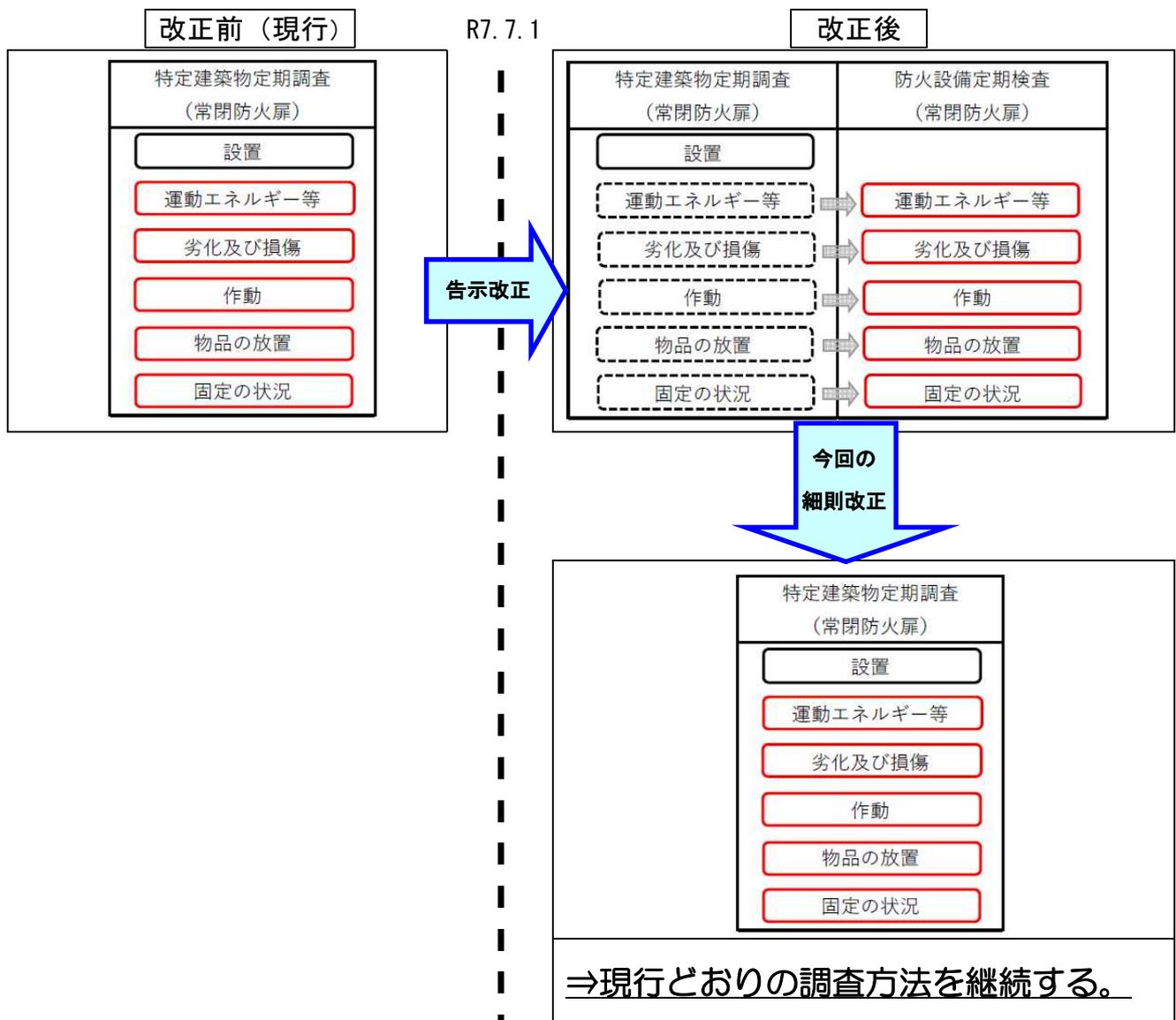
(くらし・環境部建築安全推進課)

1 要旨

平成 20 年国土交通省告示（以下「告示」という。）第 282 号及び平成 28 年告示第 723 号等を改正する告示（令和 7 年 1 月 29 日告示第 53 号）の公布に伴い、平成 20 年告示第 282 号第 2 の特定行政庁が特定建築物定期調査の調査項目を追加指定できる規定に基づき、建築基準法施行細則の必要な改正を行います。

2 改正概要

改正告示により、常閉防火扉の 5 つの調査項目が特定建築物定期調査から防火設備定期検査で実施することとされたが、静岡県では、施設所有者等の負担軽減のため、引き続き特定建築物定期調査において実施することとします。



3 施行時期 令和 7 年 7 月 1 日（予定）